

社会福祉法人楽友会
八王子市地域包括支援センター由木東（指定介護予防支援事業所
及び指定第1号介護予防支援事業所）運営規程

（運営規程設置の趣旨）

第1条 社会福祉法人楽友会が開設する指定介護予防支援事業所八王子市地域包括支援センター由木東及び指定第1号介護予防支援事業所八王子市地域包括支援センター由木東（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援及び指定第1号介護予防支援の事業（以下「介護予防支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために、事業所の保健師または看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員・その他の専門職（以下「従事者」という。）が行う人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的及び運営の方針）

- 第2条 事業所は、要支援状態又は要支援相当の状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な介護予防支援事業等を提供することを目的とする。
- 2 事業所は、利用者に対し、適切な介護予防サービス計画（介護予防支援による計画又は第1号介護予防支援による計画をいう。以下同じ。）を作成し、かつ介護予防サービス、地域支援事業によるサービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の提供を行う。
 - 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
 - 4 事業所は、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、利用者やその家族に理解しやすいように説明する。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 事業の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適正かつ有効に行うように努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	八王子市地域包括支援センター由木東
所在地住所	八王子市鹿島111-1

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、管理者、従事者は地域包括支援センターの職務を兼務することができる。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 従事者 常勤5名以上

従事者は、以下のいずれかの資格要件を満たし、介護予防支援事業等の提供にあたる。

- ① 保健師、②介護支援専門員、③社会福祉士、④経験ある看護師、
- ⑤ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし祝日・12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防支援事業等の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業所は、介護予防支援事業等を提供する担当職員を選任しその提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 担当職員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して適切な方法により利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲・意向を踏まえて問題点を明らかにするとともに、自立した日常生活が営むことが出来るよう支援すべき総合的な課題を把握する。
- (3) 担当職員は、利用者の希望及び当該利用者について把握した課題等を踏まえ、利用者が目標とする生活等、必要な項目を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。
- (4) 介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等の情報を共有するとともに、担当者の専門的見地から意見を求める。やむを得ない理由がある場合は、照会等により意見を求める。なお、ケアマネジメントCの手順による第1号介護予防支援(*1)を実施する場合はこの限りではない。

*1 第1号介護予防支援のうち、次のサービスの利用を伴わず、初回のみのケアマネ

ジメントが実施されるものをいう。

- ・指定事業所による第1号訪問事業
- ・指定事業所による第1号通所事業
- ・専門職による短期集中型の予防サービス

- (5) 介護予防サービス計画の原案に位置づけた介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その内容等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受ける。
- (6) 担当職員は、利用者及び家族、指定介護予防サービス事業所等と継続的に連絡を取り、介護予防サービス計画の実施状況を把握する。介護予防支援においては少なくとも3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があった時に、第1号介護予防支援においてはサービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があった時に訪問し、訪問しない月においては指定介護予防サービス事業者からの報告等で把握し、1月に1回その結果を記録する（ケアマネジメントCの手順による第1号介護予防支援を提供した場合を除く。）
- (7) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価する（ケアマネジメントCの手順による第1号介護予防支援を提供した場合を除く。）
- (8) 事業所は、給付管理表の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行う（指定介護予防サービス、指定事業者による第1号訪問事業又は指定事業者による第1号通所事業のサービスに限る。）
- (9) その他、介護予防サービス計画作成に関する必要な支援を行う。

- 2 介護予防支援事業等を提供した場合の利用料は厚生労働大臣が定める基準又は八王子市が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援事業等が法定代理受領である場合には利用者から利用料を徴収しない。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領が行えない場合は、下記の該当金額を徴収し、利用者へサービス提供証明書を発行する。

（指定介護予防支援又は指定第1号介護予防支援（ケアマネジメントA *2））

- | | | |
|--------------|-------|---------|
| ① 予防サービス計画費 | 1月につき | 4, 751円 |
| ② 初回加算 | 1月につき | 3, 315円 |
| ③ 小規模多機能連携加算 | 1月につき | 3, 315円 |

- *2 第1号介護予防支援のうち次のサービスの利用を伴い、介護予防支援の手順に準じて実施されるものをいう。

- ・指定事業所による第1号訪問事業
- ・指定事業所による第1号通所事業
- ・専門職による短期集中型の予防サービス

(指定第1号介護予防支援(ケアマネジメントC))

① 予防サービス計画費	1月につき	4,751円
② 初回加算	1月につき	3,315円
③ 小規模多機能連携加算	1月につき	3,315円

3 八王子市外の地域へ伺うための交通費は、利用者の負担となる。八王子市内は無料。

① 電車・バス利用の場合 交通機関の実費

② 車を使用する場合

10キロ未満	300円
10～20キロ未満	600円
20キロ以上1キロ増すごとに	30円増し

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、文書により同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 事業の実施地域は、原則として八王子市地域包括支援センター由木東の担当地域内とする。

(衛生管理及び従事者の健康管理等)

第8条 介護予防支援事業等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従事者に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を年に2回以上開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(秘密保持及び個人情報の管理)

第9条 事業所は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

- 3 事業所は利用者等の個人情報の取り扱いについて、法人が定める個人情報保護規程等の定めによるところにより、適正かつ適切に行うものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(苦情対応)

第11条 事業所は、提供した介護予防支援事業等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 事業所は、提供した介護予防支援事業等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、前2項の苦情等の内容について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第12条 事業者は介護予防支援事業等の提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに保険者、利用者の家族、支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処理を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。

- 3 事業所は、利用者に対する介護予防支援事業等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事業継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支

援事業等の提供を継続的に実施するため、早期に事業を再開するための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従事者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント対策）

第14条 事業所は、適切な介護予防支援事業等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、事業所の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 事業所は、従事者の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年12月1日から施行する。